

ディスパースオンライン申請システム導入にかかる計画策定業務（20a00242）

（公告日：2020/6/15）について、2020/6/25に掲載した入札説明書に関する質問と回答のうち通番6の回答のみ修正します。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1		入札手続き	競争参加者が1者のみの場合、入札は不成立となるのか？	競争入札の公告をした結果、競争参加者が1者のみの1者入札となることはあり得ますが、その場合でも入札自体は成立します。ただし、落札者がいないなど不調に終わることも含みます。
2	3~4	第1 5. (4)	「利益相反の排除 先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません」に関して、円借款の貸付実行等支援業務の受託者や送金業務を実施している者の競争参加は認められるのか。	貸付実行等支援業務の受託者や送金業務を実施している者は、本案件の業務仕様書作成に関係しておらず利益相反には該当しませんので、これらの業務に従事している者も競争参加資格を申請することは可能です。
3	3~4	第1 5. (5)	『調達の公平性を確保するため、本調達仕様書に示す業務の受託者 及び同事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者の場合は、今後調達が予定されているシステム開発など、本件業務の受託者が本調達仕様書に示す業務にて調達仕様書/業務仕様書の作成に直接関与した調達案件の入札に参加することはできません。』とあります。 一方、本業務はシステム化計画の策定が主要な業務であり、調達仕様書・業務仕様書の作成は含まれていない認識です。 したがって、本業務を受託した場合であっても、今後調達が予定されているシステム開発などに係る調達案件の入札には参加できるという認識で合っていますか？	ご理解の通り、本業務を受託した場合も、今後調達が予定されているシステム開発（本体調達含む）への入札に制限はありません。 なお、本業務の後に予定している「要件定義および調達仕様書作成」にかかる業務の受託者は、その後のシステム開発に参加することはできません。なお、本案件については上記のとおり今後調達が予定されている案件への入札の制限はありませんので、5.（5）の項目全体を削除します。
4	同上	同上	持分法の適用対象となる関連会社は、「委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者」に該当しますか？	関連会社は「委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者」に該当しますが、左記内容は5.（5）の項目の記述のなか含まれており、上記のとおり（5）の項目全体を削除しますので本案件への影響はありません。
5		作業場所等	検討資料や成果品等の作成は基本弊社オフィス等で実施し、お打ち合わせが必要なタイミングで随時御社にお伺いさせて頂く想定ですが、現在のコロナへの対応等の緊急事態時はリモートでのお打合せ（Web会議等）は可能という理解で相違ないでしょうか。	状況に応じてWEB会議等リモートでのお打合せも可能です。

通番	該当頁	項目	質問	回答
6	7	9. 技術提案書・入札書の提出	<p>「(3) 提出書類」に関して、以下3点をお伺いしたい。</p> <p>①技術提案書に関しては、記載要領を拝見する限り、社印または代表社印の押印は不要と理解している。理解が正しいか確認させていただきたい。</p> <p>②入札書に関しては、PDFまたは郵送での提出が選択できると理解している。この点に関して、技術提案書は「メール添付のPDFによる提出」とした上で、「入札書（社印または代表者印を押印したもの）」については郵送での提出を行う事が可能と理解している（技術提案書をPDFで提出したとしても、入札書をPDFで提出しなければならない訳ではない）。正しい理解になっているか確認させていただきたい。</p> <p>③入札書を郵送で提出する場合、提出期限は「2020年7月16日（木）正午まで」に貴機構に必着と理解している。正しい理解か確認させていただきたい。</p>	<p>①ご理解のとおりです。</p> <p>②入札書についてはPDF（パスワード付）をメールの添付書類として送信頂くか、押印済の入札書原本を提出頂くかの選択が可能です。両者とも提出期限は2020年7月16日（木）正午です。なお、PDFでメール送信される場合には入札説明書に記載したとおり、「入札書をPDFで送付いただく場合は、入札会時にオリジナルの入札書をご持参ください。入札会時に照合いたしますので、パスワードは当日まで厳重に保管して下さい」となります。</p> <p>③ご理解のとおりです。</p>
7	19	4. 業務の範囲 (1)	<p>業務の範囲として、「JICA内外の関係者へのヒアリング」との記載がある。このヒアリングに関して、応札者がADBに対して直接ヒアリングを行う必要が生じる可能性はあるか（なお、別途、P. 23に「ADBとの調整等については発注者が行うこととする。との記載があり、必要性はない」と理解）、お伺いしたい。</p> <p>本件は、業務従事者の選定に際して、英会話能力を備えてメンバーである事が必要かを確認したいという趣旨である。</p>	ADBへのヒアリングはJICAを通して行うため、応札者が直接行うことはありません。そのため、英会話能力を業務従事者に求めるものではありません。
8	20	4. 業務の範囲 (2)	<p>本項目で記載のある「中間案」の作成方法につき、お伺いしたい。</p> <p>別紙2の表に記載のある「◎必須」機能は勿論必要となるが、それ以外の「○要検討（優先度：高）」と「△要検討（優先度低）」の一部を備える案が「中間案」と理解している。</p> <p>この「○」・「△」の機能の内、どれを「中間案」の内容に含めるかは、現時点では未確定であり、プロジェクトが開始された後、貴機構とご相談しながら、決めていくという理解で正しいか、確認させていただきたい。</p>	中間案の内容（○、△の機能のうちどれを含めるか等）については、ご理解の通りプロジェクト開始後に弊機構と相談をして決めていくこととなります。
9	22	(3) システム化計画の策定	<p>システム化計画の内容に「資金計画（予算計画：年度単位）」との記載がある。</p> <p>本プロジェクトでは、終了時までに関係ベンダーが決定する事は無いため、資金計画の策定に際しては、開発ベンダーへのヒアリングは不要と認識している。</p> <p>その代わりに、当該資金計画を策定するに際しては、想定される開発規模等の複数の要素を踏まえた理論値としての概算費用を算定し、当該資金計画に盛り込むと理解しているが、正しいかを確認させていただきたい。</p>	ご理解の通り、資金計画を策定する際は、想定される開発規模等の複数の要素を踏まえた理論値としての概算費用を算定ください。
10	24	(4) 委員会資料準備支援	<p>本項において、「システム化計画を基に、2020年10月頃を目途に開催予定の情報システム委員会において本システムの本体開発の妥当性を審議する予定である」との記載がある。また、同じく、P. 25の「成果品一覧」にも、システム化計画の提出期限が「2020年10月中旬」との記載になっている。</p> <p>本件において、業務仕様書の記載を拝見する限り、「システム化基本計画の策定」は最終成果物に近いと理解しており、当該計画を10月中旬より前に提出するとなると、その後の業務内容が、どのような内容になるのか判別が難しいと考えている。</p> <p>上記記載を踏まえて、「情報システム委員会前（8月中旬～10月中旬）」と「情報システム委員会後（10月下旬～12月上旬）」の間において、業務仕様書記載の業務内容が、どのように配分されるのかにつき、貴機構の計画・意向があれば、ご教授いただきたい。</p>	情報システム委員会の開催予定時期は正しくは2020年11月頃となります。10月は誤記載ですのでお詫びの上訂正いたします。10月中旬にシステム化計画をご提出いただき、その内容を情報システム委員会にて審議の結果、対応事項があればそちらも最終報告書に含んでいただくことを想定しております。

通番	該当頁	項目	質問	回答
11	26	(3) 想定工数	<p>想定工数の欄に「90人日」との記載がある。</p> <p>本公告の業務仕様書にて応募者に要求されている業務内容の多彩さ（有償資金協力業務の理解・システム開発計画だけでなく、情報セキュリティ・クラウド等面からの検討も必要等）を踏まえると、高い品質を維持した成果物を作成するためには、工数が不足する可能性が高いのではないかと推察している。</p> <p>本件において、技術提案書の作成に際して、①業務仕様書に記載された「想定工数」の遵守を必須条件とすべきなのか、あるいは、①提案内容によっては工数増の提案も受入可能なのか、本件業務仕様書における「想定工数」の意義を可能な範囲でご教授いただきたい。</p>	<p>技術提案書の作成に際しては、業務仕様書に記載された「想定工数」の遵守を必須条件といたします。</p>
12	32	業務の実施方針等	<p>記述は何ページ以内なのか？</p>	<p>当該部分の記述は5ページ以内でお願いします。技術提案書については総ページの制限はありません。</p>
13	36	3. 業務従事者の経験・能力	<p>業務総括者・業務従事者の「1) 類似業務の経験」内の上から2つ目の評価項目において、以下2種類の内容が1つの文章に記載されている。</p> <p>①「基幹システムに関する支援業務を実施した実績において、業務総括者（業務従事者）として調査や助言を、支援を行った経験を3件以上有する場合」という項目</p> <p>②「JICAのシステム化計画・開発・運用に係る業務を受注した実績を有する場合」という項目</p> <p>上記の2種類の項目に関しては、①2種類の内、1種類を充足していれば2種類を充足している場合と同じ配点を与えられるのか、あるいは、②2種類の内、2種類を充足している方が、1種類のみを充足している場合よりも評価が高くなるのか、をご教授いただきたい。</p>	<p>①②の2種類を充足している方が、1種類のみを充足している場合よりも評価は高くなります。</p>
14	36	3. 業務従事者の経験・能力	<p>弊社としては、本件業務の広範な内容に鑑みて、本件に従事するメンバーとして、業務総括者・業務従事者に加えて、専門知識を持つ複数名のアドバイザーを置き、各アドバイザーの専門領域に該当する課題が生じた場合に、当該アドバイザーが業務総括者・業務従事者に助言を与えて支援する体制を整える事を検討している。</p> <p>当該アドバイザーの貢献する内容が、具体的に技術提案書に明記されている場合、何らかの形で加点評価の対象となる可能性があるのか、ご教授いただきたい。</p> <p>具体的には、「貴機構のシステム計画・開発・運用に係る業務を受注した実績」のあるアドバイザーが、技術提案書の記載において、業務総括者・業務従事者を支援して貢献する事が明確に定まっている場合、たとえ業務総括者・業務従事者が「貴機構のシステム計画・開発・運用に係る業務を受注した実績」を有していない場合でも、何らかの形で提案内容としての加点評価になり得るのか等である。</p>	<p>業務総括者・業務従事者に加えてアドバイザーを配置する場合、アドバイザーの実績や業務への支援体制については、「3. 業務従事者の経験・能力」の項ではなく、「2. 業務の実施方針等」の部分で加点評価となり得ます。</p>

通番	該当頁	項目	質問	回答
		機構からのお知らせ		<p>(1) 上記でも記載しましたが、入札説明書3ページ「5. 競争参加資格 (5) 本件入札の特例事項 調達に公平性を確保するため、本調達仕様書に示す業務の受託者及び同事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者の場合は、今後調達が予定されているシステム開発など、本件業務の受託者が本調達仕様書に示す業務にて調達仕様書/業務仕様書の作成に直接関与した調達案件の入札に参加することはできません」を削除します。</p> <p>(2) 同22ページ「(3) システム化計画の策定」の「●開発対象範囲」を「●開発対象範囲(要件定義は含まれない。本業務はシステム化の方針と概要を定めるもの)」に、「●開発・保守運用費用」を「●開発・保守運用費用(概算費用)」にそれぞれ修正します。</p> <p>(3) 同24ページの「(4) 委員会資料準備支援」の「2020年10月頃を目途に開催予定の情報システム委員会」を「2020年11月頃を目途に開催予定の情報システム委員会」に修正します。</p> <p>(4) 同36ページの評価表の「(2) 業務従事者」の「(2) 業務総括者としての経験 ●最近5年の総括経験にプライオリティをおき評価する」を「(2) 業務従事者としての経験 ●最近5年の業務従事経験にプライオリティをおき評価する」に修正します。</p>